

## 入札説明書

「校地内樹木伐採」の委託に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1 公告日 令和8年1月20日(火)

### 2 入札説明書に関する質問受付期間等

- ①受付期間 令和8年1月20日(火)から令和8年1月23日(金)まで  
②受付場所 〒370-0701 群馬県邑楽郡明和町南大島660  
群馬県立館林商工高等学校 事務室  
電話0276-84-4731  
FAX0276-84-5258

### 3 調達内容

- (1) 案件名 群馬県立館林商工高等学校 校地内樹木伐採委託  
(2) 内容 別添仕様書のとおり  
(3) 数量 1式  
(4) 履行場所 邑楽郡明和町南大島 地内  
(5) 履行期限 令和8年3月31日(火)

### 4 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。  
(2) 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。)第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であって、等級格付区分がA又はBの者であること。  
(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続き開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続き開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。  
(4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。  
(5) 入札において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていない者であること。  
(6) 資格者名簿において、本社又は委任先営業所の所在地が群馬県内であること。

### 5 入札参加資格の確認

- (1) この公告の入札の参加希望者は、4に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い、入札参加申請書及び消費税等に関する課税(免税)事業者届出書(以下「申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。  
ただし、消費税等に関する課税(免税)事業者届出書については、過去に群馬県立館林商工高等学校長が執

行した入札又は随意契約において提出し、当該届出書記載の課税（非課税）期間に契約予定日（入札執行日から起算して5日以内の日）が含まれる場合は、提出を要しない。

なお、申請期限日までに申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この公告の入札に参加することができない。

① 提出期間 令和8年1月21日（水）から令和8年1月26日（月）までの群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までの間を除く。）

② 提出場所 〒370-0701 群馬県邑楽郡明和町南大島660  
群馬県立館林商工高等学校 事務室  
電話0276-84-4731

③ その他 申請書は、原則として、持参又は郵送により提出するものとし、電送による場合は、入札執行までに本書を提出すること。

（2）入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は令和8年1月27日（火）に書面（電送）により通知する。

（3）入札参加資格の確認後であっても、資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、入札参加資格があると認められた者が指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格の確認を取り消すとともに、書面によりその旨通知する。

（4）その他

提出期限日以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

## 6 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（1）入札参加資格がないと認められた者は、群馬県に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面により、説明を求めることができる。

① 提出期間 令和8年1月27日（火）から令和8年1月30日（金）までの群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までの間を除く。）

② 提出場所 〒370-0701 群馬県邑楽郡明和町南大島660  
群馬県立館林商工高等学校 事務室  
電話0276-84-4731

（2）説明を求められたときは、令和8年2月4日（水）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 7 入札執行の日時及び場所等

（1）入札執行の日時 令和8年1月30日（金）午後4時から

（2）入札執行の場所 群馬県邑楽郡明和町南大島660  
群馬県立館林商工高等学校 応接室

## 8 入札方法等

（1）入札の方法 入札書の提出は、直接持参又は郵送によるものとし、令和8年1月30日（金）の開札（午後4時）までに群馬県立館林商工高等学校に必着とする。

直接持参する場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条に規定する休日を

除く日の午前9時から午後5時までの間（ただし、正午から午後1時までの間をのぞく。）に学校事務室に提出すること。

郵送の場合は、書留郵便に限ることとし、学校長宛て親展とすること。

電報、ファックス、電話、電子メールその他の方法による入札書の提出は認めない。

## （2）入札書の記載方法等

- ① 「第1回」「第2回」のそれぞれについて記載し、必ず2枚提出する。
- ② 入札書は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて巣封のうえ、当該中封筒の封皮には氏名等及び「1月30日開札校地内樹木伐採の委託に係る一般競争入札書在中」と、また、表封筒に「校地内樹木伐採の委託に係る一般競争入札書在中」とそれぞれ記載しなければならない。その上で巣封し、提出する。その際封筒には入札書に付する事項と回数が分かるようにそれぞれ「第1回」「第2回」と明記すること。
- ③ 氏名・印影又は重要な文字が誤脱している入札書もしくは不明瞭な入札書は、無効とする。また、入札価格の間違いは有効な入札書として扱うので特に注意すること。
- ④ 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## （3）提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。

## （4）再度の入札

- ① 落札者がいない場合、入札参加者を対象として再度の入札を行う。
- ② 再度の入札は1回までとする。
- ③ 再度の入札を行っても落札者がいない場合、入札を打ち切る。

## （5）入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、群馬県財務規則の規定を守ること。

## （6）入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為をしないこと。

## 9 入札保証金 免除

## 10 契約保証金 免除

## 11 開札

本入札では、指定期日までの持参又は郵送により入札書の提出を受け付けるため、原則として、入札者の立会いは不要とし、当該入札に關係のない県職員を立ち会わせたうえで開札を行う。これに問わらず、開札時の立会いを希望する者は、事前に学校事務室に連絡を行うこと。

## 12 入札の無効

- （1）次の各号に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
  - ① 入札に参加する資格を有しない者の入札
  - ② 申請書又は資料に虚偽の記載を行った者の入札

- ③ 入札者が同一の入札について、2以上の入札書を提出したとき。
  - ④ 入札に際し、不正の行為があつたとき。
  - ⑤ 入札者の金額、氏名、印影、又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき。
  - ⑥ 代理人による入札の場合に、委任状の提出をしないとき。
  - ⑦ その他、入札に関する条件に違反したとき。
- (2) 無効の入札を行つた者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

### 13 落札者の決定方法

群馬県財務規則第169条の規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行つた入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行つた者でくじを引くことができない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

### 14 契約書の作成

別添、契約条項案により、契約書を作成するものとする。

### 15 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。